

秋田市訓令第 8 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 7 月 13 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第10条観光文化スポーツ部長専決事項の項を削る。

第10条の 2 保健所長専決事項の項第 8 号および第10条の 5 第13号中「別表第 1 第15号」の次に「および第16号」を加える。

別表第 1 中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次のように加える。

(15) 公の施設の開館時間、休館日等の変更および臨時の休館日等の設定に関すること。		○	
--	--	---	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。